

# 奄美市ふるさと納税推進業務委託

## 公募型プロポーザル募集要領

令和7年12月12日

奄美市プロジェクト推進課

## 奄美市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル募集要領

奄美市ふるさと納税推進業務委託に係る提案公募の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 1 目的

本要領は、「奄美市ふるさと納税推進業務」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

#### （1）業務名

奄美市ふるさと納税推進業務

#### （2）業務内容

業務内容は以下のとおりであり、詳細は「奄美市ふるさと納税推進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照のこと。

- ① ふるさと納税ポータルサイトの運営管理業務
- ② 寄附管理システムの管理運営業務
- ③ 返礼品に関する業務
- ④ 寄附者への書類の作成及び送付に関する業務
- ⑤ ワンストップ特例申請書の受付に関する業務
- ⑥ 寄附者及び返礼品協力事業者からの問合せ等に関する業務
- ⑦ 新たな返礼品及び新規返礼品協力事業者の開拓・調整等に関する業務
- ⑧ 本市のプロモーションに関する業務
- ⑨ クラウドファンディング型ふるさと納税についての業務
- ⑩ その他業務委託遂行に当たり必要な業務

#### （3）業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※審査結果通知以降の令和8年2月から3月までの期間は、引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

※令和 8 年奄美市議会 3 月定例会における、本事業委託に係る予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。

（4）見積限度額（業務委託手数料の提案率等）

① 業務委託手数料（※ 「2（2）業務内容」のうち①～③、⑥～⑩の業務）

ア 寄附金額に対する単価契約とし、本業務の見積限度額は寄附金額の 6.0%（消費税及び地方消費税を含まない）を上限とする。なお、寄附額は、仕様書の「6 業務の詳細」(1) ①の「※本市が指定するポータルサイト等」に記載の A～H のポータルサイト経由での寄附金額及びポータルサイトを経由しない寄附金額の合計とする。ただし、受託者において返礼品の発注や配送管理を行わない寄附については除く（災害支援に関連した寄附等）。

② 寄附金受領証明書等の印刷及び発送業務（※ 「2（2）業務内容」の④の業務）

ア 受領証明書代行手数料：80 円/件（消費税及び地方消費税を含まない）以内

③ ワンストップ特例申請受付業務（※ 「2（2）業務内容」のうち⑤の業務）

ア ワンストップ代行手数料：220 円/件（消費税及び地方消費税を含まない）以内

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
- （3）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- （4）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- （5）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （6）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

- (7) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、奄美市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 令和6年度中に、本業務と同種・類似の業務の運営実績が3件以上有し、そのうち少なくとも1件は年間3億円以上の寄附実績がある自治体の運営実績であること。

#### 4 スケジュール

実施内容	期日
公募開始	令和7年12月12日（金）
質問書の提出期限	令和7年12月18日（木）17時15分必着
質問書に対する回答期限	令和7年12月23日（火）
参加表明書類の提出期限	令和8年1月13日（火）17時15分必着
参加資格確認結果の通知	令和8年1月15日（木）
提案書の提出期限	令和8年1月20日（火）17時15分必着
プレゼンテーション	令和8年1月27日（火）
審査結果通知	令和8年2月上旬
契約締結	令和8年4月1日（水）予定

※日程については、本市の都合により変更する場合がある。

#### 5 質問の受付および回答

本企画提案の仕様書等に関して質問がある場合は、必ず本プロポーザルへの参加を希望する者が「質問書」を作成し、次のとおり提出すること。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

##### (1) 質問できる者

前記「3 参加資格要件」を満たしている者で、かつ参加表明書兼誓約書（様式1）を提出した者あるいは提出する意思がある者。

##### (2) 提出方法

「【ふるさと納税プロポーザル質問書】」という件名にて、電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭、持参、FAXによる質問は受け付けない。必ず着信を確認すること。

##### (3) 提出先

「14 担当部署及び書類提出先」のとおり

(4) 質問受付期限

令和 7 年 12 月 18 日（木）17 時 15 分まで

(5) 様式

質問書（様式 3）

(6) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 12 月 23 日までに、本市ホームページで公表する。なお、質問は参加表明書類、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、次のような質問に対しては回答しない。

- ① 本提案公募要領に対する質問者の明らかな誤読
- ② 本提案公募に関する意見
- ③ 質問者が提案しようとする内容についての是非を問うもの
- ④ 本提案公募要領に対する質問であっても、自ら判断又は調査すべきもの
- ⑤ 評価基準の配点等、審査に支障をきたすもの
- ⑥ 本提案公募に関係しないもの
- ⑦ 電話、口頭等による質問
- ⑧ 受付期間以外の質問

## 6 参加表明手続き

(1) 提出書類

提案公募に参加を希望する者は、次の書類を各 1 部ずつ提出すること。なお、期限までに参加表明書兼誓約書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本提案公募に参加することができない。

- ① 参加表明書兼誓約書（様式1）
- ② 会社概要（任意様式・パンフレット可）
- ③ 類似業務実績調書（様式2）
- ④ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行後3カ月以内）（写し可）
- ⑤ 国税の納税証明書（その3の3）、地方税の納税証明書。（いずれも発行後3カ月以内）（写し可）

(2) 提出方法

持参又は郵送。持参にて提出の場合は、受付時間は開庁時間内とし、提出日時をあらかじめ担当者に連絡すること。郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとする。

(3) 提出期限

令和 8 年 1 月 13 日（火）17 時 15 分必着

(4) 提出先

「14 担当部署及び書類提出先」のとおり

(5) 参加資格の有無の確認結果

参加表明書兼誓約書等の受付締切後、参加資格の審査を行い、参加資格の有無について、令和 8 年 1 月 15 日（木）までに電子メールで通知する。

## 7 企画提案書の提出

(1) 本提案公募への参加資格を有された者は、次の書類を提出すること。

① 提案書（様式 4）

② 企画提案書

仕様書及び評価基準を参照し、次の事項に関する企画提案書を提出すること。また、仕様書の内容について、履行できない部分（条件付きで履行できる部分を含む）がある場合は、その内容を提案書に必ず記載すること。

ア 業務体制及び実績

・目標、年間計画

・類似自治体での実績

イ 寄附管理システム

・使用予定の寄付管理システム

ウ 返礼品管理・事業者支援

・返礼品協力事業者への訪問頻度・体制等

・返礼品協力事業者が申請してから返礼品掲載までの平均所要日数

エ 寄附者対応

・コールセンター等の対応状況

オ 広報・プロモーション

カ 本市のプロモーション（シティプロモーション）・独自提案

#### キ 個人情報等の取り扱い

※企画提案書の様式については下記書式を遵守していれば自由とする。

- ・ 用紙サイズ：A4（向きは縦・横自由）
- ・ 文字サイズ：10.5ポイント以上
- ・ 印刷：両面印刷で、カラー・白黒は問わない
- ・ 記号、略称等の使用：初出の箇所に記号、略称等の説明を記述し、審査者が十分に理解できるように配慮すること。

- ③ 見積書（様式 5）
- ④ 業務実施体制調書（様式 6）

#### （2）提出部数

10部（正本1部、副本9部）

#### （3）提出方法

持参又は郵送。持参にて提出の場合は、受付時間は開庁時間内とし、提出日時をあらかじめ担当者に連絡すること。郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとする。

#### （4）提出期限

令和8年1月20日（火）17時15分必着※期限までに提出のない場合は辞退とみなす。

#### （5）提出先

「14 担当部署及び書類提出先」のとおり。

### 8 プрезентーションの実施

選考に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、提案者が多数の場合、プレゼンテーション前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査を行う提案者を選考する場合がある。

#### （1）実施予定期

令和8年1月27日（火）

※時間及び場所は、別途指定し連絡する。

#### （2）説明時間等

発表時間は1事業者につき40分以内（提案書説明約30分、質疑応答約10分）。

#### （3）出席者

3名以内とする。

#### （4）その他

プレゼンテーションは提案書を使用すること。パソコンを使用する場合は、必ず事前連絡の上、提案者で準備すること。プロジェクター、スクリーン（又は大型モニター）、HDMI ケーブル（タイプ A コネクタ）、延長コードは本市が準備する。プレゼンテーションの際に追加資料の提出は一切認めない。

### 9 審査・受託候補者の決定方法

#### （1）審査

評価基準に基づき、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について奄美市ふるさと納税推進業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が審査、採点を行い、提案評価第1位となった提案者を本業務の優先交渉権者（受託候補者）として、契約締結に関する交渉を行う。ただし、優先交渉権者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、提案評価第2位となった提案者から順に繰り上げて優先交渉権者として交渉を行う。

#### （2）審査結果の通知

審査結果については、提案公募に参加した事業者に文書で通知する。また、審査結果通知日の翌営業日以降に本市ホームページにおいて公表する。ただし、企業名及び合計得点については優先交渉権者のみ公表し、選考委員個別の得点は非公表とする。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

### 10 契約

受託候補者と契約締結に向けた協議を行い、仕様書等契約内容について合意した場合は契約を締結する。契約内容については、仕様書及び優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとする。

### 11 決定の取り消し

参加者及び受託候補者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託候補者の決定を取り消すものとする。

- （1）提案書作成に係る不正行為が認められた場合。
- （2）「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- （3）定められた以外の手法により、審査員等に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

（4）「10 契約」の協議が不調となった場合。

## 1 2 提案公募の中止等

本市が、やむを得ない理由等により、提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責めを負わない。

## 1 3 その他

- （1）本提案公募への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- （2）提出された書類等は、返却しない。
- （3）提出期限以降における提案書等の内容変更等は一切認めない。
- （4）提出物は、委託先の選定以外に無断で使用しない。
- （5）参加者が 1 者のみであった場合でも、本提案公募を有効として取り扱うこととする。ただし、必要最低限の点数（総点数の 6 割）が得られなかった場合、本提案公募は無効とする。
- （6）1 者 1 提案とし、複数提案を禁止する。（代表者が同一である場合においては、別者であっても同一の者とする。）
- （7）参加表明書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式 7）を担当部署あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。
- （8）提出された書類等は、奄美市情報公開条例（平成 18 年 3 月 20 日条例第 19 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第 7 条各号の不開示情報を除き、開示の対象とする。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第 7 条第 3 号又は第 5 号の規定により、開示の対象としない。

## 1 4 担当部署及び書類提出先

奄美市総務部プロジェクト推進課ふるさと納税推進室（担当：高田・武原・森田）

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8

電話：0997-52-1111（内線 5431）

メールアドレス：pj@city.amami.lg.jp

## 参考①

以下の参考数値は令和 6 年度の実績をもとに算出した見込みであり、参考数値である。実際の寄附金額及び寄附件数等を保証するものではない。

### （1） 寄附金額等

#### ① 寄附金額 3 億円

※運営管理業務を行うポータルサイトを経由して納付された寄附金額は、2 億 6500 万円

#### ② 寄附件数：13,000 件

#### ③ ワンストップ特例申請書希望件数：1,000 件

#### ④ ワンストップ特例申請件数：4,000 件（紙 1,000 件、オンライン 3,000 件）

### （2） 返礼品カテゴリランキング

	カテゴリ	件数	金額
1	フルーツ	40%	32%
2	酒・焼酎	12%	17%
3	飲料類等	12%	9%
4	加工食品	10%	6%
5	旅行・宿泊・体験	6%	14%
6	スイーツ・お菓子	4%	3%
7	肉・肉加工品	3%	3%
8	魚介類	2%	3%
9	米・パン	2%	2%
10	定期便	1%	5%